

部 門 別 計 画

第2部 部門別計画

第1章 市民の福祉と健康

1-1 福祉

1-1-1 高齢者福祉

1 安心して介護が受けられる仕組みづくり

●基本方針

介護を要する高齢者が必要なサービスを利用できるよう介護サービスの基盤整備をすすめるとともに、安心してサービスが受けられるようサービスの質の確保や利用者保護の仕組みづくりをすすめ、介護保険制度を円滑に推進します。

●現状と課題

本市の人口に占める65歳以上の高齢者の割合は17.1%（平成15年4月）に達し、今後も高齢者人口は毎年1万人以上増加すると予測され、特に、介護を必要とする状態になりやすい後期高齢者と呼ばれる75歳以上の高齢者の増加が顕著になるものと見込まれます。

平成12年度に開始した介護保険制度は市民生活に定着しはじめ、通所介護（デイサービス）、痴ほう性高齢者グループホームは民間事業者の新規参入意向が高くなっており、これによりサービス基盤の充実がはかられる見通しとなっています。

こうした状況の中、高齢者の増加にともない、ひとり暮らしやねたきり高齢者、痴ほう性高齢者も増え、さまざまな課題に対応していく必要があります。また、住み慣れた家庭や地域での生活を支援するために在宅サービスの充実や、待機者が多い特別養護老人ホームなどの整備を計画的にすすめる必要があります。

●数値目標

	現状値	18 年度目標値	22 年度目標値	所管局
利用している在宅介護サービスに関する満足度	79.7% (14 年度)	85%	90%	健 康 福 祉局
数値目標設定の考え方： 利用している在宅サービスの質や内容について満足している人の割合を高める。				

●事業計画

事業名	事業内容	現況（⑮末見込み）	計画目標 [⑯～⑳の事業量等]	所管局
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の改定	介護保険事業を円滑に推進し、高齢者の保健福祉施策を充実するため、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体として定めた「はつらつ長寿プランなごや2003」を改定	—	計画の改定	健康福祉局

介護サービスの質の確保	介護サービスの問題点を把握し、運営を改善するため、サービスの提供者と利用者がそれぞれ評価を行う事業者自己評価・ユーザー評価を実施 各種相談および介護サービス利用にかかる契約の助言などを行う介護保険アドバイザーを派遣	実施	実施	健康福祉局
在宅サービスセンターの設置	全区での開設をめざして在宅サービスの提供と地域福祉活動の推進拠点となる施設を設置	累計 9 か所	累計 9 か所 〔完成 2 か所 着工 1 か所〕	健康福祉局
短期入所(ショートステイ)の充実	安心して在宅介護ができるよう、介護者が病気や事故、出産などで一時的に介護ができない場合に、要介護者などを一定期間受け入れて、入浴、食事、排せつなどの介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を行う施設を整備	累計 739 床	累計 874 床 〔運用 135 床 完成 49 床〕	健康福祉局
特別養護老人ホームの整備	常時の介護を必要とし、在宅での生活が難しい高齢者の日常生活を支援するため、入浴、食事、排せつなどの介護や機能訓練などを行う入所施設を整備	累計 48 か所 定員 4,203 人	累計 57 か所 定員 5,153 人 〔開設 11 か所 (うち増築 2 か所) 完成 6 か所 (うち増築 1 か所)〕	健康福祉局
介護老人保健施設および通所リハビリテーション施設の整備	病状が安定し、入院治療する必要のない要介護者などの日常生活を支援するため、リハビリテーションや看護・介護サービスを行う入所施設を整備し、あわせて日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法などのリハビリテーションを行う通所施設を併設	累計 42 か所 定員 4,153 人 (うち通所リハビリテーション併設累計 41 か所)	累計 55 か所 定員 5,479 人 (うち通所リハビリテーション併設累計 54 か所) 〔開設 13 か所 着工 2 か所〕	健康福祉局

2 地域において安心して生活できるための支援

●基本方針

相談や援助の充実、生活の場の確保など、自立して生活するには不安のあるひとり暮らし高齢者などが地域で安心して暮らすことができるよう支援します。

●現状と課題

平成 12 年の国勢調査では、本市の 65 歳以上の高齢者のいる世帯のうち、ひとり暮らしの割合は 25.0%、夫婦のみの世帯の割合は 29.9%でした。核家族化や高齢化の進行によって、今後も増加するものと見込まれます。

このような状況のなか、自立して生活するには不安がある高齢者が、住みなれた地域や家庭で安心して暮らせるよう、健康面・食生活面など生活の場面ごとに必要なサービスを提供することが必要です。

●数値目標

	現状値	18 年度目標値	22 年度目標値	所管局
日常生活が自立している高齢者の割合	85% (15 年度)	85%	85%	健康福祉局
数値目標設定の考え方： 要支援・要介護に該当しない高齢者の割合を維持する。				

●事業計画

事業名	事業内容	現況（⑮末見込み）	計画目標 [⑯～⑳の事業量等]	所管局
配食サービス事業	介護が必要な高齢者や身体障害者、ひとり暮らしの高齢者などの在宅生活を支援するため、自宅に食事を配達するとともに安否の確認などを実施	全市域で実施	利用者数の拡大	健康福祉局
はいかい高齢者家族支援サービス事業	介護者の負担を軽減するため、痴ほう性高齢者などがはいかいした場合に、小型発信機の活用などにより早期発見・早期保護できるよう支援	—	開始 利用者数 100 人	健康福祉局
養護老人ホームの整備	心身または家庭環境の理由と経済的理由により在宅での養護を受けることが難しい高齢者の入所施設を整備	累計 6 か所 定員 770 人	累計 6 か所 定員 770 人 [着工 1 か所]	健康福祉局

ケアハウスの整備	身体機能の低下などにより独立して生活することに不安がある高齢者が、在宅サービスを活用しながら自立した生活ができる入所施設を整備	累計 16 か所 定員 411 人	累計 19 か所 定員 485 人 〔開設 3 か所 着工 1 か所〕	健康福祉局
福祉給付金の支給	安心して療養することができるようにするため、高齢障害者などの医療費の一部負担相当額を助成	実施	実施	健康福祉局

3 健康で生きがいを感じられる生活への支援

●基本方針

壮年期からの健康づくり事業を推進し、ねたきりなどにならないための予防をすすめるとともに、就業、文化活動、地域活動、ボランティア活動などを通じて、自己実現と社会参加をはかることができるよう支援します。

●現状と課題

おおむね健康または病気などがあっても日常生活が自立している高齢者は約85%を占めています。このような高齢者が、社会の第一線を離れた自由な立場を生かして、働き、楽しみ、地域活動を行うなど生きがいを持った生活を送り、地域社会に貢献することが期待されています。

こうした社会参加を支援する一方、現在自立している高齢者が、介護を必要とする状態にならないようにするため、骨折や痴ほうなどの予防を積極的にすすめることが重要です。

●数値目標

	現状値	18年度目標値	22年度目標値	所管局
自分が健康であると感じている高齢者の割合	58% (13年度)	59%	60%	健康福祉局
数値目標設定の考え方： 6割程度の高齢者が自分の健康状態を良いと評価する状態とする。				
シルバー人材センターを通じて働く高齢者の就業延べ人数	489,711人 (14年度)	550,000人	790,000人	健康福祉局
数値目標設定の考え方： 高齢者の社会参加を促進し、シルバー人材センターを通じて就業する高齢者を増やす。				

●事業計画

事業名	事業内容	現況 (⑮末見込み)	計画目標 [⑯~⑳の事業量等]	所管局
介護の予防	地域に生活する虚弱な高齢者やその家族などを対象に保健師などが家庭訪問し、介護予防に必要な支援や療養相談、健康管理に関する指導などを実施	訪問指導件数 14,065件 (14年度)	訪問指導件数 年 24,300件	健康福祉局
	家庭訪問などにより健康状態や生活状況などをふまえた介護予防支援計画を作成	介護予防支援計画の作成 303件 (14年度)	介護予防支援計画の作成 年 5,300件	

	高齢者の骨折や痴ほうを予防し、心身の機能の維持をはかるため、身近な地域において転倒予防教室や痴ほう予防教室、リハビリ教室を実施	転倒予防教室 32 回 (14 年度) 痴ほう予防教室 32 回 (14 年度) リハビリ教室 2,318 回 (14 年度)	転倒予防教室 年 48 回 痴ほう予防教室 年 48 回 リハビリ教室 年 2,400 回	
高齢者就業支援センター事業	高齢者の就業に関する相談や情報提供、技能講習から仕事の紹介まで一貫したサービスを提供するほか、高齢者による地域での NPO などの設立を支援することにより、高齢者共助を推進	実施	実施	健康福祉局
シルバー人材センター事業	高齢者がその豊かな知識や経験を生かして生きがい高め、社会活動を行うことができるよう、臨時的・短期的な就業の場を提供	会員数 7,047 人 (14 年度末)	会員数 9,700 人	健康福祉局
福祉会館の整備	高齢者の健康の増進、教養の向上のためのサービスを提供する施設を改築	調査	改築 2 館	健康福祉局
敬老特別乗車券および敬老手帳の交付	高齢者の社会参加を促進するため、敬老特別乗車券および敬老手帳を交付し、市営公共交通機関などの乗車、市内観光施設などの入場料の減免を実施	実施（検討中）	検討結果をふまえて実施	健康福祉局

1-1-2 児童福祉

1 子どもを生き育てやすい環境づくり

●基本方針

子育てしながら安心して働くことができるための保育サービスの充実や、子育ての不安や悩みの解消に向けて相談体制の充実や交流活動への支援など、家庭や子育てに夢が持てる環境づくりをすすめます。

●現状と課題

国の人口動態統計によると、平成 14 年の日本の合計特殊出生率は 1.32、本市では 1.19 であり、依然として少子化は進行しています。少子化、核家族化など子どもと家庭を取り巻く環境が変化し、子どもの健やかな成長に与える影響が心配されます。

子育てについての不安や悩みを解決するための相談や交流の場の充実、保護者の勤務時間の多様化に対応した保育サービスの提供など、家庭・地域・企業・行政など社会全体で子育てを支えていく必要があります。また、市立保育所については、運営形態を含めてあり方を検討し、より効率的なサービスの提供をはかる必要があります。

●数値目標

	現状値	18 年度目標値	22 年度目標値	所管局
子育てに不安を感じていない親の割合	31.6% (13 年度)	35%	40%	健康福祉局
数値目標設定の考え方：男女が主体性を持って子育てに取り組むことを支援することで育児不安の軽減をはかる。				
のびのび子育てサポート事業による子育て支援活動件数	5,881 件 (14 年度)	10,000 件	17,000 件	健康福祉局
数値目標設定の考え方：子育ての支援をしてほしい人と手助けしたい人の仲介を行い、市民どうしの子育て援助活動を支援する。				

●事業計画

事業名	事業内容	現況（⑮末見込み）	計画目標 [⑯～⑳の事業量等]	所管局
次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定（新規）	次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備「次世代育成支援対策」を推進するための具体的な目標を定める計画を策定	検討	行動計画の策定	健康福祉局はじめ関係局
保育所の整備	保育所入所待機児童の解消のため、保育所の新設、定員増を実施するとともに、耐震対策や老朽化した保育所の改築を実施	保育所数 累計 272 か所 分園 5 か所	保育所数 累計 276 か所 分園 7 か所 [新設 4 か所 改築 2 か所]	健康福祉局

保育内容の充実	仕事と子育ての両立を支えるため、保護者の勤務時間の多様化に対応した保育サービスを充実	延長保育 89 か所	延長保育 137 か所	健康福祉局
子育て家庭への支援の充実	子どもを安心して生み、育てる環境を整備するため、子育てにかかる支援策を実施 子育て総合相談窓口において、子育てに関するさまざまな相談に応じるほか、保育所において家庭での育児不安などに対する相談体制を強化 初妊婦や初めて乳児を持つ親が子育ての情報の交換や仲間づくりができる子育てサロン事業などに加え、地域において自主的に子育て交流・相談活動を行っている子育て支援サークルなどへの支援事業を開始	検討 子育て総合相談窓口 全区で実施 保育所子育て支援事業を実施 子育てサロン 全区で実施 —	実施 実施 相談体制を強化 実施 子育て支援サークルなどへの支援事業を開始	健康福祉局
なごや子育て情報プラザの拡充	地域での子育てを支援するため、会員組織をつくり、子育てを支援してほしい人と手助けしたい人の登録・仲介を実施 コーディネーターを配置し、子育てに関する制度の利用相談・支援などを開始	のびのび子育てサポート事業登録者数 1,531 人 (14 年度末) —	のびのび子育てサポート事業登録者数 2,800 人 子育て支援コーディネート事業を開始	健康福祉局
不妊治療費の助成（新規）	不妊治療の経済的負担の軽減をはかるため、高額の治療費がかかる体外受精、顕微授精に要する費用の一部を助成	—	開始	健康福祉局

2 子どもが健やかに育つ環境づくり

●基本方針

豊かな遊びと体験活動による子どもの健全育成をすすめるなど、子どもが健やかに育つことのできる環境づくりをすすめます。

●現状と課題

平成 14 年度に完全学校週 5 日制が実施され、学校以外で過ごす時間が増えました。しかし、現代の子どもたちは、塾通いの増加に象徴されるように、生活全体に時間的なゆとりが失われていたり、創造的な遊びや多人数で交流する遊びの体験が少なくなっています。

こうした状況の中、これまで以上に、児童館などでの創造的な遊びやクラブ事業による体験活動の充実など、地域の中で子どもたちが安心して自由に遊べる環境づくりが必要です。

●数値目標

	現状値	18 年度目標値	22 年度目標値	所管局
児童館の利用者の満足度	93% (13 年度)	95%	98%	健康福祉局
数値目標設定の考え方：身近な遊び場である児童館を利用する子どもたちの満足度を高める。				

●事業計画

事業名	事業内容	現況（⑮末見込み）	計画目標 [⑯～⑳の事業量等]	所管局
児童館の整備	遊びを通して、子どもたちの健やかな成長をはかり、健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする児童館を改築	調査	改築 2 館	健康福祉局
留守家庭児童健全育成事業	子育てをしながら安心して働きつづけることができるよう、放課後の児童の健全育成を実施	実施 児童館 16 館 育成会 183 か所	実施 児童館 16 館 育成会 195 か所	健康福祉局

3 援助を必要とする子どもと家庭の自立の支援

●基本方針

子どもへの虐待などの問題の発生防止、早期発見・早期対応の体制を強化するとともに、家庭において養育が困難な子どもやひとり親家庭など、援助を必要とする子どもと家庭の自立を支援します。

●現状と課題

子どもへの虐待を防止するため、児童相談所に児童虐待防止班を設置したほか、24 時間体制で電話やEメールでの相談受付を実施するなど、児童虐待の早期発見・早期対応につとめてきました。今後は、保護した後の児童や保護者に対してのカウンセリングやアフターフォローを充実し、心的傷害を受けた児童をより家庭的な雰囲気の中で支援することができるようつとめる必要があります。

また、ひとり親家庭も増加傾向にあり、これまでの経済的支援中心の施策から自立支援に主眼を置いた施策を推進する必要があります。

●数値目標

	現状値	18 年度目標値	22 年度目標値	所管局
児童養護施設、乳児院からの 家庭復帰および自立率	83% (14 年度)	87%	91%	健 康 福 祉局
数値目標設定の考え方：家庭復帰（里親委託を含む）や自立の促進につとめ、児童 が安定した生活の場で健やかに成長できるようにする。				

●事業計画

事業名	事業内容	現況（⑮末見込み）	計画目標 [⑯～⑳の事業量等]	所管局
母子家庭及び寡婦等自立促進計画の策定（新規）	母子家庭などの自立に関する総合的支援策の基本方針として自立促進計画を策定	ひとり親世帯実態調査を実施	計画の策定	健康福祉局
子どもの心のケアの実施	虐待やいじめの被害を受けた児童の自立を支援するため、児童養護施設および児童相談所においてカウンセリングなどの心理療法を実施	10 か所で実施	14 か所で実施	健康福祉局
児童福祉センターの整備	児童福祉の総合機関である児童福祉センターを改築	検討	基本設計	健康福祉局

児童養護施設の整備	保護者のいない児童、虐待されている児童などを養護し、自立を支援する施設を整備	— 地域小規模児童養護施設 累計 1 か所	児童養護施設 〔改築 1 か所〕 地域小規模児童養護施設 累計 2 か所 〔開設 1 か所〕	健康福祉局
児童自立支援施設「玉野川学園」の改築	生活指導を必要とする児童の自立を支援する施設を改築	調査	実施設計	健康福祉局

1-1-3 障害児・障害者福祉

1 地域における自立した生活の実現

●基本方針

障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、地域での療育や、リハビリテーション、精神保健の充実をはかるとともに、身近な場所での相談機能の充実や地域での生活の場の確保などの支援をすすめます。

●現状と課題

障害者支援費制度※1の開始により、平成 15 年 4 月から障害者自身がサービスを選択できる仕組みが整いました。今後は、利用者本位の考え方に立って、多様なニーズに対応する支援体制の整備、サービスの充実につとめ、豊かな地域生活の実現に向けた体制を確立することが必要です。

特にホームヘルプサービスやデイサービス、ショートステイなどをはじめとした居宅生活を支援するための各種サービスの拡充や、グループホーム、福祉ホームなどの地域での生活の場の確保につとめていく必要があります。

●数値目標

	現状値	18 年度目標値	22 年度目標値	所管局
利用している支援費制度の在宅サービスに関する満足度	79% (15 年度)	85%	90%	健康福祉局
数値目標設定の考え方： 利用している在宅サービスの質や内容について満足している人の割合を高める。				

●事業計画

事業名	事業内容	現況（⑮末見込み）	計画目標 [⑯～⑳の事業量等]	所管局
障害児者の生活支援	障害児者が地域で主体的に生活することができるよう、障害児者施設などにおいて、福祉サービスの利用援助や利用の調整、相談などを実施	実施	実施	健康福祉局
	精神障害者からの相談に応じ、必要な指導助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを行う精神障害者地域生活支援センターを整備	精神障害者地域生活支援センター 累計 2 か所	精神障害者地域生活支援センター 累計 3 か所 [開設 1 か所 完成 1 か所]	

※1 障害者支援費制度

利用者が事業者と対等な関係に基づいてサービスを選択し、市が支援費を利用者に支給（事業者が代理受領）する制度。平成 15 年 4 月から開始。

障害児者短期入所（ショートステイ）事業	介護者の疾病などによって居宅における介護が困難となった障害児者を短期間受け入れ、介護などを行う事業を実施	利用延べ日数 15,482 日 （14 年度）	利用延べ日数 年 38,000 日	健康福祉局
障害者・痴ほう性高齢者権利擁護事業	障害者や痴ほう性高齢者が地域で安心して生活できるよう、権利擁護、財産管理に関する相談、金銭管理サービス、財産保全サービスなどの事業を実施	実施	分室を設置	健康福祉局
障害者の居住の場の確保	身体障害者および精神障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、低料金で利用できる身体障害者・精神障害者福祉ホームを整備 知的障害者および精神障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、専任の職員による援助を受けて共同して生活する知的障害者・精神障害者グループホーム事業を実施	身体障害者福祉ホーム 累計 3 か所 精神障害者福祉ホーム 累計 1 か所 知的障害者グループホーム 累計 69 か所 精神障害者グループホーム 累計 7 か所	身体障害者福祉ホーム 累計 4 か所 〔開設 1 か所 〕 精神障害者福祉ホーム 累計 1 か所 〔完成 1 か所 〕 知的障害者グループホーム 累計 89 か所 〔開設 20 か所 〕 精神障害者グループホーム 累計 12 か所 〔開設 5 か所 〕	健康福祉局
知的障害者通所更生施設の整備	知的障害者が自立した生活を送ることができるよう、通所による指導・訓練を行う施設を整備	累計 3 か所	累計 5 か所 〔開設 2 か所 〕	健康福祉局
精神障害者生活訓練施設の整備	精神障害者が日常生活に適応することができるよう、必要な訓練や指導を行うことにより、社会復帰を促進する施設を整備	累計 2 か所	累計 3 か所 〔開設 1 か所 完成 1 か所 〕	健康福祉局
障害児者日帰り介護（デイサービス）事業	在宅の障害児者が生きがいを高め、自立した生活を送ることができるよう、通所により創作的活動、機能訓練、社会適応訓練を行う事業を実施	累計 23 か所	累計 25 か所 〔開設 2 か所 完成 1 か所 〕 他に、重症心身障害児小規模通所援護事業などからの移行により増加	健康福祉局

療育体制の整備	障害の早期発見とその軽減をはかるため、身近な地域で相談や医療・訓練など総合的な療育を実施する体制を整備 ・ 障害の早期発見・療育を行う障害児総合通園センターを地域療育センターの機能を含んで改築 ・ 地域療育センターの整備	— 累計 3 か所	基本設計 累計 3 か所 〔用地買収 1 か所〕	健康福祉局
障害者アフターケア事業	脳血管疾患などの急性期の治療や機能回復訓練を終えた在宅の青壮年期の身体障害者が、社会復帰・社会参加できるような社会的リハビリテーションを実施	—	開設 1 か所	健康福祉局
障害者医療費助成	本人所得が一定の基準以下の方を対象に医療機関窓口における患者負担額を助成	身体障害者、知的障害者を対象に実施	精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者を対象に拡大	健康福祉局

2 障害の重度化、重複化および障害者、介護者の高齢化への対応

●基本方針

重症心身障害児者への支援や障害児者施設の整備を推進し、障害の重度化、重複化および障害者、介護者の高齢化への対応をすすめます。

●現状と課題

重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している重症心身障害児者への支援として、重症心身障害児者の通所援護事業の拡充や障害者施設での受け入れ拡大をすすめてきましたが、今後、医療ケアや介護を受けることができる重症心身障害児者施設を整備するとともに、在宅の重症心身障害児者が日常生活訓練などを行う通園事業を拡充し、より安心して生活ができるようにすることが必要です。

また、地域生活が困難なため入所が必要な重度障害者の受け入れを行う身体障害者療護施設や知的障害者更生施設を、在宅の重度障害者の地域生活を支援していく機能をあわせ持った施設として整備していく必要があります。

●数値目標

	現状値	18 年度目標値	22 年度目標値	所管局
在宅重症心身障害児者の通所施設等の利用率	80% (14 年度)	85%	90%	健康福祉局
数値目標設定の考え方：在宅での生活を支援し、終日家の中に引きこもる重症心身障害児者を減らす。				

●事業計画

事業名	事業内容	現況（⑮末見込み）	計画目標 [⑯～⑳の事業量等]	所管局
重症心身障害児者の援護	重症心身障害児者が安心して生活できるよう、入所により医療ケアや介護を実施するとともに、重症心身障害児者の地域生活支援の拠点となる施設を整備	調査	整備計画の策定	健康福祉局
	地域生活を支援するため、重症心身障害児者の日常生活動作訓練などを行う通園事業を実施	—	累計 3 か所	
	小規模通所援護事業のデイサービス事業への移行を促進	実施	実施	
身体障害者療護施設の整備	常時の介護が必要な重度身体障害者が安心して生活を送ることができるよう、日常生活の訓練や介護を行う入所施設を整備	累計 3 か所	累計 3 か所 [完成 1 か所]	健康福祉局

知的障害者 更生施設の 整備	知的障害者が自立した生活 を送ることができるよう、 必要な指導、訓練を行う入 所施設を整備	累計 9 か所	累計 9 か所 〔着工 1 か所〕	健康 福 祉局
----------------------	--	---------	----------------------	------------

3 就労の場の確保と社会参加の促進

●基本方針

就労に向けての支援や働く場の確保、活動しやすい環境づくりを通じて、社会的に自立した生活の実現と、社会参加の促進をはかります。

●現状と課題

障害者の雇用は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により雇用率が定められていますが、約 6 割の民間企業（愛知県内）で達成されていないのが現状です。

一方、一般企業での就労が困難な障害者に作業訓練や指導を行う通所授産施設や作業所も、養護学校卒業者の進路として需要が高いことなどから待機者が増えています。

今後とも、障害者が働く機会を得て地域で自活できるよう、一般就労への支援策をすすめるとともに、小規模作業所への支援や通所授産施設の整備などをすすめていくことが必要です。

また、障害者の社会参加をより円滑にするために、身体障害者補助犬の育成など外出支援策を推進していくことが必要です。

●数値目標

	現状値	18 年度目標値	22 年度目標値	所管局
授産施設等に通っている知的障害者の割合	32% (14 年度)	35%	39%	健 康 福 祉 局
数値目標設定の考え方： 通所授産施設等に通う知的障害者を増やす。				

●事業計画

事業名	事業内容	現況（⑮末見込み）	計画目標 [⑯～⑳の事業量等]	所管局
障害者の雇用支援	障害者雇用支援センターにおいて、一般就労や継続就労が困難な障害者に、就業に必要な職業訓練を実施するとともに、就職後の職業生活における助言や指導を実施	就職者数 累計 75 人	就職者数 累計 156 人	健康福祉局
	就業面・生活面への支援が必要な障害者に、職業訓練のあっせんから職場定着にいたるまで、就労と日常生活の両面から一体的な支援を行う障害者就労生活援助センターを設置	—	開始 2 か所	

授産施設等の確保	障害者が働く機会を得て自活することができるよう、作業訓練や指導を行う通所授産施設を整備 障害者に作業の場を提供して作業指導や生活訓練を行う小規模作業所を支援するとともに、小規模通所授産施設などへの移行を促進	通所授産施設 累計 40 か所 小規模通所授産施設 累計 6 か所 小規模作業所 累計 85 か所	通所授産施設 累計 45 か所 [開設 5 か所 改築 1 か所 完成 1 か所] 小規模通所授産施設 累計 25 か所 [開設 19 か所] 小規模作業所 累計 92 か所 [開設 32 か所 移行 25 か所]	健康福祉局
市営交通料金等の軽減	障害者の社会参加を促進するため、市営公共交通料金などの軽減を実施	実施	実施	健康福祉局
身体障害者補助犬の育成(新規)	従来からの盲導犬に加え、介助犬および聴導犬についても育成費用・飼育費用を助成 総合リハビリテーションセンターにおいて補助犬の認定・相談などを実施	盲導犬育成助成 —	補助犬育成助成 認定・相談などの実施	健康福祉局

1-1-4 福祉のまちづくり

1 すべての人にやさしいまちづくりの推進

●基本方針

公共的建築物や公共交通機関などの都市施設の整備にあたっては、福祉都市環境整備指針をふまえ、ユニバーサルデザイン※2の視点に立ってすすめるとともに、バリアフリーの実現につとめ、障害の有無にかかわらずすべての人がともに理解し、尊重しあいながら暮らすことができるまちづくりをすすめます。

●現状と課題

従来より、公共的建築物や公共交通機関などのバリアフリー整備をすすめてきましたが、交通バリアフリー法※3などの新たな法制化がすすむ中で、福祉のまちづくりへの関心や気運も高まり、障害種別によるニーズの多様化・個別化が顕著になっています。

また、高齢者や障害者が住み慣れた地域でごく当たり前に暮らせるように環境を整えていこうとするノーマライゼーションの理念の実現のためには、ハード面に加えて心(意識)のバリアフリーを促進する必要があります。

●数値目標

	現状値	18年度目標値	22年度目標値	所管局
地下鉄駅において車いすルートが確保されている割合	55% (14年度)	87%	100%	交通局
数値目標設定の考え方：平成22年度までにすべての地下鉄駅での確保をめざす。				
民間鉄道駅舎において車いすルートが確保されている割合	45% (14年度)	63%	74%	健康福祉局
数値目標設定の考え方：市内の民間鉄道駅舎のうち、1日の利用者数5,000人以上など大規模な駅での車いすルートの確保をすすめる。				

●事業計画

事業名	事業内容	現況（⑮末見込み）	計画目標 [⑯～⑰の事業量等]	所管局
交通バリアフリー法重点整備地区の整備	高齢者や障害者などが安全で快適に移動できるよう、旅客施設を中心とした一定の地区について、基本構想を策定し、段差解消など歩行空間を整備 ・金山駅地区	基本構想の策定整備	完了	緑政土木局、健康福祉局はじめ関係局

※2 ユニバーサルデザイン

すべての人が利用しやすいように配慮された普遍的デザイン。

※3 交通バリアフリー法

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律。市町村は一定範囲を重点整備地区として指定し、総合的なバリアフリー化の基本構想を策定することができ、これに基づき公共交通事業者などが、それぞれの事業をすすめることとしている。

	・栄・久屋大通駅地区	—	基本構想の策定	
	・名古屋駅地区	基本構想の策定	整備・完了	
公共交通機関におけるバリアフリー化の推進	地下鉄駅において、車いすルートを確認し、エレベーターおよび車いす使用者対応トイレを設置 地下鉄車両に車内案内表示装置、車いすスペースおよび転落防止外ホロを設置 市バス車両にノンステップバスを導入するとともに、車内案内表示装置、車いすスペースを設置 大規模な民間鉄道駅舎の車いすルートを確認 ガイドウェイバスシステム※4志段味線について、ノンステップバスの導入を検討	車いすルート確保 80 駅中 52 駅 エレベーター設置 80 駅中 50 駅 車いす使用者対応トイレ設置 80 駅中 60 駅 車内案内表示装置設置率 74% 車いすスペース設置率 55% 転落防止外ホロ設置率 35% ノンステップバス車両率 19% 車内案内表示装置設置率 100% 車いすスペース設置率 99% 58 駅中 26 駅 (14 年度末) 検討	車いすルート確保 83 駅中 72 駅 エレベーター設置 83 駅中 71 駅 車いす使用者対応トイレ設置 83 駅中 73 駅 車内案内表示装置設置率 75% 車いすスペース設置率 56% 転落防止外ホロ設置率 63% ノンステップバス車両率 37% 車内案内表示装置設置率 100% 車いすスペース設置率 100% 70 駅中 44 駅 新車両の構造検討	交通局 健康福祉局 住宅都市局
セイフティライブロード事業	高齢者・障害者の利用が多い施設の周辺において、足への衝撃を和らげる舗装などを面的に実施	累計 12 地区	累計 16 地区 〔完了 4 地区 整備中 2 地区〕	緑政土木局

※4 ガイドウェイバスシステム

一般のバス車両に案内装置をつけ、高架専用軌道と平面一般道路の双方を連続して走行できるシステム。

利用しやすい建築物などの整備促進	多くの市民が日常利用する建築物を対象に、福祉環境整備に関する事前協議の実施、やさしさマークの交付やハートビル法※5に基づく計画の認定などを実施	実施	実施	健康福祉局 住宅都市局
福祉用具プラザ事業の推進	高齢者や障害者の自立を支援するとともに、介護者の負担を軽減するため、福祉用具や在宅介護の普及啓発の拠点として、展示や相談、実習などを実施	実施	実施	健康福祉局
心(意識)のバリアフリーの推進	障害を正しく理解するとともに、偏見や差別のない、すべての人が心を通い合わせて生活できるまちづくりを推進するため、啓発活動などを実施	実施	実施	健康福祉局はじめ関係局

※5 ハートビル法

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律。

2 地域で支えあう福祉の促進

●基本方針

ボランティアなど地域住民による福祉活動を育成、支援するとともに公的なサービスとの連携をはかり、地域で支える福祉の仕組みづくりをすすめます。

●現状と課題

高齢者や障害者を含む市民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、ボランティアや地域住民による福祉活動が広がりつつあります。今後は、これらの住民の自主的な活動と公的なサービスとの連携をはかりながら、住民の主体的な参加によって地域での生活ニーズを明らかにし、その解決に向けた多様なサービスを総合的に提供するための仕組みづくりをすすめていくことが重要です。

また、住居のない者（ホームレス）の自立と生活の安定をはかるための支援を着実に推進する必要があります。

●数値目標

	現状値	18 年度目標値	22 年度目標値	所管局
地域での支えあい活動に関心のある市民の割合	67.5% (15 年度)	70%	80%	健 康 福 祉局
数値目標設定の考え方： 地域における支えあいの仕組みづくりへの意識を高め、 支えあいの活動の担い手を増やす。				

●事業計画

事業名	事業内容	現況（⑮末見込み）	計画目標 [⑯～⑳の事業量等]	所管局
地域福祉の推進	地域における生活ニーズを明らかにし、公民協働により多様なサービスを提供できる体制を整備するための計画を策定し、市民一人ひとりが安心して生活することができるよう地域で支えあう仕組みづくりを推進			健康福祉局
	・地域福祉計画の策定	計画案の検討	計画策定	
	・ふれあい給食サービス、ふれあいネットワーク活動の促進、福祉ボランティア活動の支援	実施	実施	

福祉総合情報システムの整備	利用者の視点に立ったきめ細やかな福祉サービスを実施できるよう、多様な福祉情報をデータベース化したオンラインシステムを構築	5 業務システム化	62 業務システム化	健康福祉局
住居のない者の相談支援事業	住居のない者（ホームレス）の自立と生活の安定をはかるため、自立支援センター、緊急一時宿泊施設（シェルター）および更生施設を運営するとともに、生活相談員による生活相談を実施 再度、住居のない状態に陥らせないための相談支援を実施	自立支援センター、シェルター、更生施設 各 1 か所を運営 巡回相談の実施 —	自立支援センター、シェルター、更生施設 各 2 か所を運営 巡回相談の拡充 地域生活支援事業の実施	健康福祉局 緑政土木局
生活保護施設「植田寮」の改築	身体上または精神上の理由により援護などを要する人が必要な生活扶助を受ける施設を改築	検討	基本設計	健康福祉局